

消防の動き

臨時増刊号



2014
3
臨時増刊号

● 消防団の充実強化について

- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けた消防庁の消防団員加入促進の取組・・・・・・・・・・ 1
- ・退職報償金の引上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・全国消防大会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
＜別添：日本消防協会代議員会での消防庁長官挨拶＞
- ・消防審議会における議論 ～消防団の充実強化を中心に～・・・・ 5



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けた消防庁の消防団員加入促進の取組

防災課

昨年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定以来、消防庁においては「消防団充実強化本部」を設置し、5回の本部会議を開催し、消防団員の加入促進、処遇の改善、装備・教育訓練の充実・強化に取り組んできたところです。

消防団が将来にわたり、地域防災力の中核として役割を果たしていくためには、消防団の充実強化は必要不可欠であり、消防団員の確保は、このための最重要課題といえます。

このようなことから、昨年11月に全ての都道府県知事、市町村長の皆様に、総務大臣より書簡において、事業所への働きかけ、女性や大学生の入団促進など、幅広い層への働きかけとともに、特に地方公務員の入団促進について、直接お願いしたところです。

また、公共性の高い会社として、地域貢献に寄与していただいている日本郵便株式会社社員の消防団の入団促進についても、機能別団員・分団制度の活用など入団しやすい活動環境整備を含め、各市町村が郵便局と十分相談・調整するように要請しています。

消防団充実強化対策本部においても、各都道府県、市町村において、地方公務員の入団促進をはじめ、これまでにないような取組みをお願いしてきたところであり、例えば、県庁職員のうち、20～40代の消防防災課職員やOB・現役消防団員ら25人で構成する県庁分団を発足、あるいは、県の若手職員に対して所属長から個別に加入を働きかけや、消防団活動を通じて地域に溶け込むことにより、

アンテナを伸ばして地域の課題を把握し、職員の資質向上につなげることも狙うなどの積極的な取組事例なども報告されています。

毎年3月末から4月にかけては、定年等による退団が多くなることを踏まえると、都道府県、市町村においては、年度末に向け、消防団員の入団促進について、更なる取組を実施して頂きたいと考えております。

本年は、法律制定を受け、まさに消防団が飛躍していく年です。新年度には、4月1日現在の消防団員数が増加した団体に対して、総務大臣感謝状による表彰も考えているところです。

都道府県、市町村においては、法律の趣旨等を踏まえ、本年4月の入団に向け、更なる取組みの推進をお願いいたします。

退職報償金の引上げ

防災課

退職報償金の引上げ

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第56号)が、平成26年3月7日に公布され、同年4月1日から施行されます。

改正の趣旨及び内容については以下のとおりです。なお詳細については、平成26年3月7日付け消防災第97号通知を参照してください。

(1) 退職報償金引き上げの背景

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、団員の処遇の改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられたところですが、消防庁としては、この趣旨を踏まえて、退職報償金の引き上げを行うこととしたところです。

(2) 政令改正内容

平成26年4月1日以降に非常勤消防団が退職した場合に、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額が一律5万円(最低支給額20万円)増額されることとなります。

(3) 政令改正に伴う対応

市町村から団員への退職報償金支払額については、各市町村の条例にて定められているところですが、退職報償金制度の趣旨を踏まえ、政令において定められている支払額以上の額とすることが適当ですので、市町村に条例改正等の必要な対応を行っていただくとともに、平成26年3月31日以前に退職予定の団員の退職日を平成26年4月1日以降に変更することは適当でないことを周知徹底しているところです。

(参考) 退職報償金支払額一覧表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239 (189)	344 (294)	459 (409)	594 (544)	779 (729)	979 (929)
副団長	229 (179)	329 (279)	429 (379)	534 (484)	709 (659)	909 (859)
分団長	219 (169)	318 (268)	413 (363)	513 (463)	659 (609)	849 (799)
副分団長	214 (164)	303 (253)	388 (338)	478 (428)	624 (574)	809 (759)
部長及び班長	204 (154)	283 (233)	358 (308)	438 (388)	564 (514)	734 (684)
団 員	200 (144)	264 (214)	334 (284)	409 (359)	519 (469)	689 (639)

備考：()内書きは現行の退職報償金支払額である。

全国消防大会の開催

総務課

全国消防大会に先立ち行われた、日本消防協会の代議員会において、全国の消防協会長等に対して、大石消防庁長官から、改めて、消防団員の確保、処遇の改善、装備・訓練の充実の必要性とともに、大臣書簡による地方公務員の入団促進の依頼、交付税単価を踏まえた報酬・出勤手当の引上げ、退職報償金の引上げ、装備の基準の抜本的改正と装備に係る交付税措置の大幅増額、緊急防災・減災事業債の継続、教育訓練の見直しなど、消防庁における取組を紹介するとともに、消防団自身に取組を依頼したところす(4頁参照)。



続いて、午後1時から、ニッショーホールにおいて「全国消防大会(第66回日本消防協会定例表彰式・「消防団と地域防災力」シンポジウム)」が開催されました。

第1部の定例表彰式では、10消防団に最高荣誉である特別表彰「まとい」が贈られ、また個人表彰では10名に「特別功労章」が贈られました。

表彰旗42団、竿頭綬91団、功績章963名、精績章2,283名、勤続章7,012名、優良婦人消防隊(表彰旗)12隊、優良婦人消防隊員(功績章)18名、都道府県消防協会等役職員永年勤続者表彰10名が受賞されました。



第2部の「消防団と地域防災力」シンポジウムでは、兵庫県立大学防災教育センター長の室崎益輝氏から「消防団と地域防災力」をテーマに基調講演をいただきました。

その後、秋本敏文氏(日本消防協会会長)がコーディネーターを務め、岸谷義雄氏(兵庫県消防協会会長)、千葉とき子氏(岩手県婦人消防連絡協議会会長)、原田英之氏(静岡県市長会会長・袋井市長)、室崎益輝氏、山崎登氏(NHK解説主幹)、室田国民保護・防災部長の6名で、パネルディスカッションを行い、今後の消防団を含めた地域防災力の充実強化について、前向きな意見交換がなされました。



日本消防協会代議員会での消防庁長官挨拶

消防庁長官 大石 利雄

日本消防協会の皆様方には、日頃から地域の安心と安全を確保するため、ご尽力頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。併せて消防行政の推進にご理解、ご協力を頂いておりますことに深く感謝いたします。

今日、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、消防団の果たす役割は益々大きくなっております。昨年は夏に記録的豪雨が各地で発生し、10月には伊豆大島を台風26号が襲い多くの方が犠牲になりました。また今月14日からの記録的な大雪においても大きな被害が発生しています。それぞれの災害現場で、消防団員の方々が救助活動等に活躍しました。

特に伊豆大島の台風災害では深夜の発災直後から消防団員が被災者の救助に当たり、多くの住民を救出しました。改めて消防団の重要性が再認識されたところです。

昨年は、消防団120年、自治体消防65周年の記念の年でした。11月25日には、天皇、皇后両陛下の御臨席の下、盛大に記念式典が挙行されました。その際総理大臣を始め三権の長から消防に対する敬意と感謝の意が表されました。これを節目として、消防は新たな歩みをスタートさせることになりました。

その後臨時国会で12月5日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が全会一致で成立しました。この法律に基づき、消防団員の確保、処遇の改善、装備や訓練の充実について、国及び地方公共団体は必要な施策を講じることとされています。

この法律の成立を受けて、昨年末消防庁に、消防団充実強化対策本部を設置し、消防団の充実強化を着実に推進することとしています。

(消防団員の確保)

消防団員の確保は最重要課題と言っても過言ではありません。これまで機能別消防団員制度の創設や消防団協力事業所表示制度を導入するなど様々な施策を講じてきましたが、減少傾向に歯止めがかかりません。

昨年11月8日には、総務大臣から各地方公

共団体の首長あてに親展で書簡を発送し、消防団員の確保、特に地方公務員の消防団への加入促進をお願いしたところです。また、今年から消防団員数が増加している一定の消防団に対して総務大臣の感謝状を授与することとしています。皆様には、消防団員の加入増加を喫緊の課題として取り組んで頂きたいと存じます。

(団員の処遇改善)

消防団員の処遇については、消防団員に対する報酬と出動手当が、多くの市町村において交付税措置額よりも低い状況にありますので、交付税単価を踏まえた予算になるよう報酬と出動手当の引上げをお願いしています。皆様からも市町村長や市町村議会に対して、大きな声を上げて頂きたいと思っております。また退職報償金については、政令を改正し、平成26年度から一律5万円引き上げ処遇の改善を図ることとしています。

(消防団の装備と訓練の充実)

消防団の装備については、2月7日に「装備の基準」を抜本的に改正し、トランシーバー、ライフジャケット、チェーンソー等の装備の充実強化を図ります。これに対応して装備に係る交付税措置を大幅に拡充することとしています。加えて消防庁予算では、消防団の救助資機材搭載ポンプ自動車充実することとしています。

また団員の訓練についても、装備の改善を踏まえて、訓練の基準を改正し、来年度から消防学校における訓練を充実することとしています。

今年は「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の実質スタートの年です。今年を消防団の飛躍の年とするため、消防庁としても積極的に取組んで参ります。皆様のご支援、ご協力を宜しくお願いいたします。終わりに日本消防協会の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念してご挨拶とします。

第27次消防審議会における議論 ～消防団の充実強化を中心に～

総務課

第27次消防審議会においては、東日本大震災を教訓とし、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備えるとともに、昨年12月の議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、大石利雄消防庁長官から室崎益輝消防審議会会長に対し、「大規模災害に対応し、国民の安心・安全を確保するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問を行いました。今後は、「消防団の強化の在り方」及び「地域防災力の強化の進め方」ということに主眼を置き、様々な観点から検討を行っていく予定です。

「消防団の強化の在り方」に関しては、消防団員の確保についてこれまでも様々な取組が行われてきたところでありますが、近年の社会情勢の変化（少子高齢化、人口減少、東日本大震災の発生、大島町などにおける大規模風水害の発生など）を踏まえ、今後どのように消防団員の確保を進めていくかなど、消防団の強化のための諸課題について検討を行っていく予定です。

「地域防災力の強化の進め方」に関しては、消防団を中核とした地域防災力の強化を国民運動として盛り上げていくにはどうしたらよいかについて検討するとともに、常備消防を始めとする関係機関や自主防災組織など民間の地域防災力の担い手との役割分担・連携などの検討を行っていく予定です。

2月13日に開催された第1回消防審議会においては、消防庁から「消防団を始めとする地域防災力の現状等について」の説明を行い、その後、委員及び専門委員による意見交換及び質疑が行われました（主な意見については6頁参照）。

第27次消防審議会の今後の進め方につい

ては、第2回消防審議会を4月頃に開催して、第1回消防審議会における議論を踏まえ、委員及び専門委員の方々には消防団の在り方を中心に幅広く議論を行っていただき、第3回消防審議会を7月頃に開催して、早急に取り組むべき事項について意見を取りまとめる予定としています。その後、数回消防審議会を開催した後、来年度を目途に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について答申をいただく予定となっています。

第27次消防審議会第1回議事要旨

審議事項について消防庁から説明後、委員及び専門委員による意見交換及び質疑を実施いたしました。主なものについては、以下のとおりです。

- 消防団の人員確保においては、若い人材をいかに確保するかという事が重要なことであるので、今後は大学との連携が必要となってくると思われる。
- 消防団員のサラリーマン率が増加しているため、日中の災害対応に関してはなかなか出動出来ない為、勤務地から災害現場へ直接行ける手段の環境整備等の検討が必要となるのではないかと。
- 大規模災害時において、消防団の命をどのように守るのかという話も、今後議論していく必要ではないかと。
- 消防団員の人員確保については、精神論だけでは押し切れないため、消防団員がなぜ減っているのかを分析しなくてはならないと思われる。
- 消防団は、社会全体としてヒーローでなくてはいけないので、格好いい消防団を目指す必要がある。
- 在住・在勤の問題は、極めて重要であり、在勤の場所での消防団の加入を認めているという所も増えつつあるが、このような事をさらに進めていく必要があると思われる。
- 消防団員を応援するという地域ぐるみの取り組みが必要となってくるのではないだろうか。
- 女性の消防団の入団促進は、今後意味があるとは思いますが、地域によって、女性の入団を認めていない地域があり、この解決策を検討する必要があると思う。
- 自治体の入札において、消防団協力事業所等に対しては加点を行うといった取り組みなどを全国的に行っていくべきである。
- 消防団員の活動が家庭からは認められるようになるには、報酬もある程度もらう必要があると思う。

